

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧制度運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和40年3月26日告示第二百四号。）第2条の規定により設置した埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）及び同第6条第3項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により閲覧の請求を行う場合（以下「電子申請」という。）の運営方法について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 閲覧所における閲覧の請求は、閲覧所受付において、埼玉県宅地建物取引業法施行細則（以下「施行細則」という。）様式第三号の二の宅地建物取引業者名簿等閲覧等請求書（以下「閲覧等請求書」という。）を提出して行うものとする。

2 閲覧所における閲覧の請求は、1人1日6業者までとする。

3 電子申請は、国土交通省手続業務一貫処理システム（以下「eMLIT」という。）により、「宅地建物取引業者名簿等閲覧申請（10条）_知事免許【宅建】」の申請を提出して行うものとする。

4 電子申請による閲覧対象業者は、令和7年4月1日以降に新規又は更新免許申請を受け付けた業者とする。

5 電子申請は、1人1日5業者までとする。

(写しの交付の請求)

第3条 閲覧所における写しの交付の請求は、閲覧所受付において、施行細則様式第三号の二の閲覧等請求書を提出して行うものとする。

(禁止行為)

第4条 閲覧所においては、次の行為を禁止する。

- 一 飲食
- 二 撮影
- 三 他の閲覧者の閲覧の妨げとなる行為

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。